

2020年度（令和2年度）

福山市教育委員会会議録（第6回）

【8月26日（水）開催】

福山市教育委員会

福山市教育委員会会議録（第6回）

1 招集年月日 2020年（令和2年）8月26日（水）
午後2時00分

2 場 所 大会議室

3 出席委員 4名

出席又は欠席	席番	名 前
出 席	1	三 好 雅 章
出 席	2	菅 田 章 代
欠 席	3	金 仁 洙
出 席	4	神 原 多 恵
出 席	5	横 藤 田 晋

4 会議に出席した事務局職員

教育次長兼学校教育部長事務取扱	佐 藤 元 彦
管理部長	金 尾 直 樹
教育総務課長	來 山 浩一郎
施設課長	小 森 満 生
学校再編推進室長	藤 井 紀 子
学校再編推進室主幹	井 上 誠 之
中央図書館長	新 延 智 子
学事課長	亀 山 貴 治
学びづくり課長	井 上 博 貴
学校保健課長	野 宗 幸 司
福山中・高等学校事務長	前 田 満
文化振興課文化財担当課長	内 田 実
人権・生涯学習課長	高 橋 雅 和

5 会議の書記

教育総務課総務政策担当次長	須 藤 誠
教育総務課職員	杉 野 純 一
教育総務課職員	中 村 千 咲

【開会時刻 午後2時00分】

- 三好教育長 それでは、ただいまから、2020年度（令和2年度）第6回福山市教育委員会会議を開会いたします。
- 本日の議案ですが、事務局報告、議第39号、42号、43号、45号は議会への報告または提出案件のため、議第40号、44号は人事案件のため、議第47号は、公開時期が定められているため、福山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により秘密会として審議し、審議の順番は公開する案件の後としたいと考えます。また、議第44号は教職員の人事案件のため、最後に関係者のみで審議したいと考えますが、御異議はございませんか。
- 全教育委員 (異議なし)
- 三好教育長 御異議なしということで、これらの案件は秘密会とし、その他の案件は公開といたします。
- 初めに、日程第1 教育委員会会議録の承認について、です。
- 2020年7月29日開催の第4回の教育委員会会議録について、何かございますか。
- 全教育委員 (異議なし)
- 三好教育長 御異議ないようですので、教育委員会会議録を承認することとし、会議終了後、委員の皆さまの署名をお願いいたします。
- 三好教育長 次に、日程第2 教育長の報告についてです。
- 教育長報告資料の1ページをお願いします。
- 8月17日以降記載があります、校長等協議、学校訪問・校長等協議について、報告します。これまで、アポなし訪問ということで、私が学校へ行っていました。今後も状況を見て行かせてもらおうと思っています。今回の、学校訪問・校長等協議では、校長や教職員からの依頼をもとに、教育長室に来てもらったり、学校で授業を見たり、主任会の議論と一緒に入るなどのやり取りをしています。引き続き、教職員ともしっかり話をし、学校の状況を受け止めながら、今進めている取り組みの理解を深めていきたいと考えています。また、本日午前中、PTA連合会から1リットルの消毒液200本を寄贈いただきました。学校の要望から消毒液をいただいています。ボトルに「コロナに負けるな PTA連合会」というシールを貼っていただいています。それを見ると元気をもらい、応援してもらっていることを感じました。今日の夜も、役員の方でシールを貼り、学校に届けていただけるということで、とてもありがたく思います。
- 報告は以上です。
- 三好教育長 報告について、御意見、御質問はありませんか。
- 全教育委員 (なし)
- 三好教育長 それでは、次に、日程第5 議第41号 福山市指定文化財の指定の解除について、を議題とします。
- 説明をお願いします。
- 來山教育総務 資料1、1ページをお願いします。議第41号 福山市指定文化財の指

課長	<p>定解除について、御説明いたします。福山市文化財保護条例第5条の規定により、「木造弥勒菩薩坐像及び両脇侍不動明王・愛染明王坐像」について、文化財の指定解除を行うものでございます。この文化財指定解除については、本年5月15日の教育委員会会議におきまして、福山市文化財保護審議会への諮問について承認を頂き、同日、同審議会に諮問いたしました。その後、2ページにお示ししておりますとおり、同審議会から、8月25日付で、「広島県重要文化財に指定されたため、本市重要文化財の指定の解除が適当である。」との答申をいただきましたので、本市文化財の指定を解除するものであります。種別、員数、指定年月日等につきましては、記載のとおりでございます。以上です。</p>
三好教育長	御意見、御質問はありませんか。
全教育委員	(なし)
三好教育長	<p>ないようですので、お諮りします。 議第41号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。</p>
全教育委員	(異議なし)
三好教育長	<p>御異議ないようですので、議第41号は原案どおり可決しました。 次に、日程第10 議第46号 2021年度(令和3年度)に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校(特別支援学級)用教科用図書の採択について、を議題とします。 説明をお願いします。</p>
井上学びづくり課長	<p>3ページをお開きください。議第46号 2021年度(令和3年度)に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校(特別支援学級)用教科用図書の採択について御説明いたします。特別支援学級に在籍する児童生徒は、その障がい等の状態が様々であるため、各学校において、児童生徒の実態を踏まえた教育課程を編成します。知的発達に遅れのない児童生徒は、小・中学校学習指導要領に準じた教育課程により、教科用図書、いわゆる教科書は、通常の学級の児童生徒と同じものを使用します。知的発達に遅れのある児童生徒は、特別支援学校学習指導要領を参考にした教育課程により、教科書は、児童生徒の実態に応じたものを選定し、使用します。始めに、特別支援学級で使用する教科書について説明します。別冊資料1ページを御覧ください。特別支援学級においては、児童生徒の実態を踏まえた教育課程に応じ、1から3の教科書の中から、適切なものを使用します。「1 文部科学省検定済教科書」は、通常の学級で使用している教科書です。知的障がいのある児童生徒が使用する場合は、原則として、下の学年の教科書を使用します。資料の2ページが、2021年度(令和3年度)に本市小中学校で使用する検定済教科書の一覧です。1ページに戻ります。「2 文部科学省著作教科書」は、文部科学省が著作の名義を有する知的障がい特別支援学校用に作成された教科書です。児童生徒の実態により、1の検定済教科書の使用が適切でない場合に使用します。資料の3ページを御覧ください。これは、2021年度(令和3年度)に使用する著作教科書の一覧です。著作教科書は、国語、算数・数学、音楽の3教科があります。それぞれの教科につき、難易度に応じて☆1～☆5までがあります。☆1～☆3は、主に、小学部で、☆4・☆5は、主に、中学部で使用されます。☆5の教科書は、来年度から新たに追加されるものです。これまで、知的障害特別支援学校の小学部に3段階の</p>

目標と内容、中学部に1段階の目標と内容、計4段階だったものから、学習指導要領の改訂により、中学部に2段階の目標と内容が設定され、小学部と合わせて5段階になったため、来年度から☆5の教科書が追加されるものです。小学部・中学部ともに、学年によって難易度が決まるのではなく、児童生徒の実態に応じて、目標・内容を設定し、それに伴って教科書を選択します。1ページに戻ります。「3 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」は、児童生徒の実態により、1の検定済教科書や、2の著作教科書の使用が適切でない場合に使用します。児童生徒の発語の状況、社会性や興味・関心など、一人一人の実態、現在使用している教科書の活用状況、過去の教科書の給与状況といった点を踏まえ、校内の教科書選定会議の話し合いで選択し、決定します。小学校1年生については、就学前施設、中学校については、小学校と連携しながら、入学先の学校が、児童生徒に合った教科書を選定します。1の検定済教科書は、すでに採択が終わっています。2の著作教科書は、国語、算数・数学、音楽それぞれ1種類しかないので、選定した場合は、その教科書を使用することとなります。そこで、本日は、この「3 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の採択を御審議いただきます。委員の皆様の前には、見本として、2の著作教科書と3の学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の一部を用意しています。御参照ください。それでは、4ページを御覧ください。ここからは、各学校から申請された教科書について、選定理由書などを取りまとめた「採択資料」です。5ページを御覧ください。学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の、学校からの申請状況です。「一」は、教育課程への位置付けがなく、教科書の採択が必要のないことを示しています。種目ごと、児童生徒一人につき、1冊を採択することになっています。申請点数の合計は、小学校402点、中学校203点、計605点です。小学校の「生活」は、知的障害特別支援学校の教育課程に位置付けられている「生活」で、小学校1・2年生の教科である「生活」とは異なり、全学年で学習する内容です。挨拶やきまりなど、生活全般で学ぶことや、理科学的な内容、社会科学的な内容もあるため、学年によって1～3冊を使用することができます。そのため、他種目より多くなっています。6ページを御覧ください。小学校「国語」用として、学校から申請された図書名と主な選定理由です。障がいの状態や発達段階などを考慮し、日常生活との関連、写真やイラストの使用、文字の大きさなどの視点で選定し、その理由を記載しています。8ページは「地図」、9から10ページは「算数」というように、教科・種目ごとに、図書名と主な選定理由を記載しています。36ページからは、中学校です。以上、各学校が、特別支援学級の知的発達に遅れのある児童生徒一人一人の実態に応じて選定し、申請している「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」について、2021年度（令和3年度）に使用する教科用図書として採択していただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

三好教育長

御意見、御質問はありませんか。

三好教育長

教科書選定にあたり、どのように教科書を選んでいるのか、選定の過程を説明してください。また、どの教科書でも構いませんが、こういう子どもだからこの教科書を選定したという具体を把握していれば教えてください。

井上学びづく

各学校では、校長、教頭、担任等が1人1人の個別の支援計画に基づい

り課長	て、その子の興味や関心、現在の状況等を踏まえて教科用図書を選定しています。校内で会議を持つ中で、各学校から教育委員会に選定図書の報告があり、修正などのやり取りをして選定しています。
三好教育長	就学前の幼稚園から小学校、または、小学校から中学校へ進む場合の情報共有や連携を教えてください。
井上学びづくり課長	中学校であれば、小学校での生活の状況を共有した上で、中学校で選定しています。また、就学前も、同様に就学前施設と小学校で連携して、小学校で選定しています。別冊資料の14ページを御覧ください。例えば、No. 46「ふしぎ・びっくり!? こども図鑑9 ちきゅう」という図書があります。主な選定理由として、「宇宙や地球についての疑問が豊富な写真によって解説されており、幅広い知識を獲得しながら楽しく学習することができる」とあります。生活というのは、小学校1、2年生の教科の「生活」と違い、日常の挨拶や社会科、理科など、子どもの興味・関心に応じてこうした図鑑等を選定しています。例えば、文字がたくさん書いてある図書でも、その子の興味関心によって、写真等から何かを発見するなど、各学校で考えて選定しています。
三好教育長	例えば、その子が宇宙や地球が好きというのを把握した上で、この子にはこの教科書を選ぶ、という選定の仕方ということですか。
井上学びづくり課長 菅田委員	そのとおりです。 以前も質問しましたが、図鑑ではなく、例えば、何か一つに特化したような絵本や教科書を選んでいる場合、1年間それだけを使うのが想像しにくいのですが、どのように授業を組み立てていますか。
井上学びづくり課長	例えば、挨拶する、ということその本で学んだら、先生とすれ違うときに挨拶ができるなど、実際の生活の中で生かせるような学びにつなげています。また、横藤田委員の前にある「太鼓をたたく」という教科書は、棒を使って太鼓をたたくというものですが、リズム感を身につけたり、歌詞が載っていますので、歌いながら言葉の習得につなげるなど、子どもたち1人1人の異なる障害の状況によって選定しています。
三好教育長	その他、御意見、御質問等はありませんか。
全教育委員	(なし)
三好教育長	ないようですので、お諮りします。 議第46号は、資料のとおり採択してよろしいでしょうか。
全教育委員	(異議なし)
三好教育長	御異議ないようですので、議第46号は、資料のとおり採択しました。 それでは、これより秘密会とします。 (秘密会部分削除)
三好教育長	予定しておりました議案は全て審議いたしました。他に何かありますでしょうか。

全教育委員

(なし)

三好教育長

ないようですので、本日の教育委員会会議はこれで終わります。

【閉会時刻 午後4時15分】